

第 6 回 玉名市景観計画策定委員会

～景観形成推進地区・眺望保全地区・景観重要建造物及び樹木、アクションプランの検討～

目次

1. 景観形成推進地区の考え方および基準内容-----	1
3. 眺望保全区域(案)-----	10
4. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針(案)-----	11
5. アクションプラン(案)-----	13
6. 参考資料(色彩について)-----	16

1. 景観形成推進地区の考え方および基準内容

(1) 景観形成推進地区の指定について

- ❖ 第5回委員会で提示した、“景観推進地区又は景観準備地区の指定候補の検討”を踏まえ、特に以下の項目を重視し「景観形成推進地区」を指定します。

[指定の基準（特に重視する項目）]

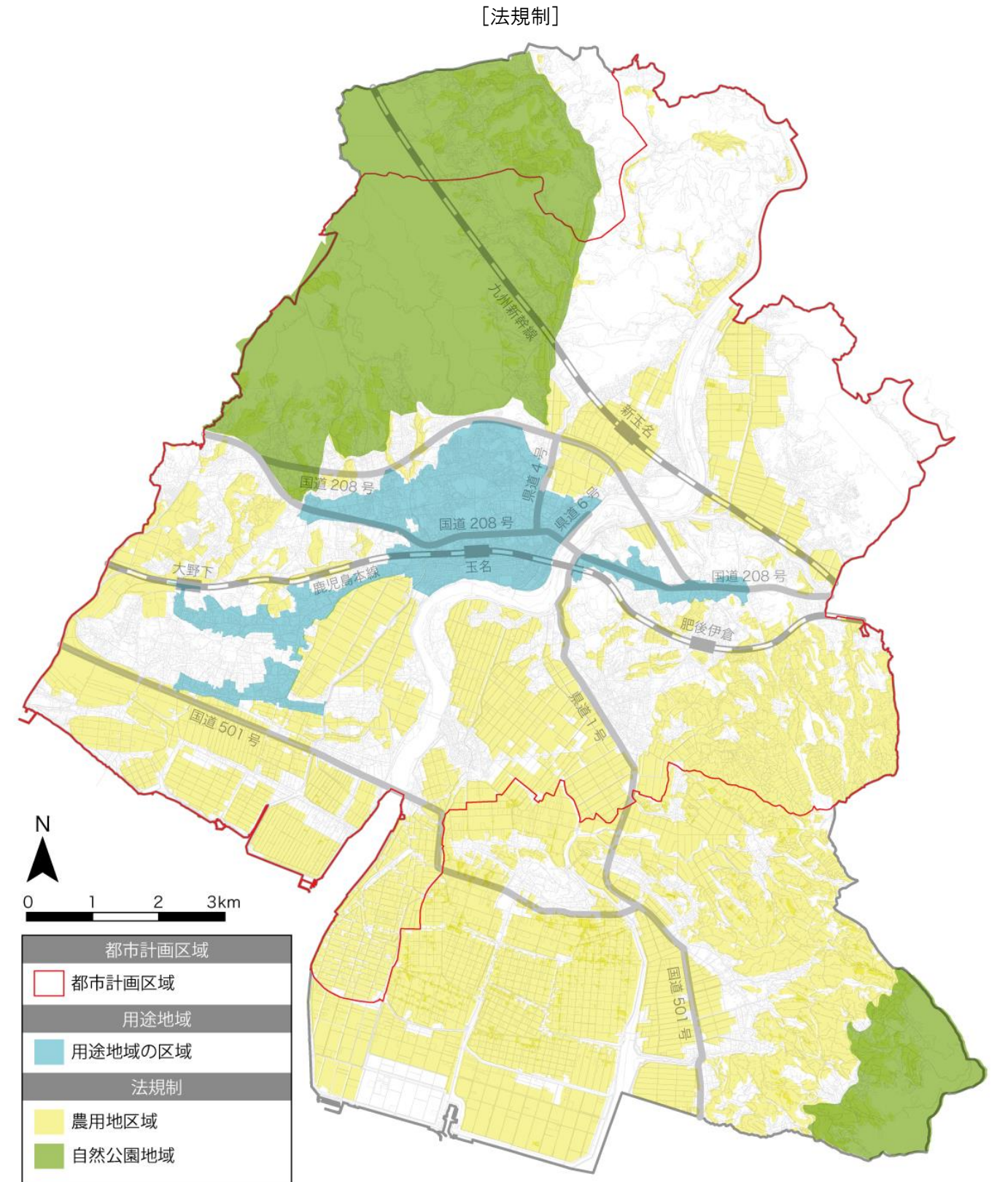
- ✓ 景観保全、景観形成の必要性が高いか。または失われる可能性があるか
- ✓ 知名度があり、多くの人に印象（インパクト）を与えられるか
- ✓ 建築行為等が行われやすいか（農用地区域等により建築が行われにくい場所は対象外）
- ✓ 独自に景観形成基準を設定して、一般地区よりも強い基準を設けることが効果的であるか

- ❖ 上記の基準に基づき、高瀬・裏川地区、新玉名駅周辺地区、山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区を景観形成推進地区とします。

[景観推進地区又は景観準備地区の指定候補の検討（第5回委員会の資料）]

景観形成方針のゾーン	景観推進地区 または 景観準備地区の候補	検討の視点						地区区分	『景観形成基準』の位置づけ	景観重要樹木の指定による 景観保全(検討中)
		景観保全・景観形成の必要性が高いか。または失われる危険性があるか	知名度があり、多くの人に印象(インパクト)を与えるか	建築行為等が行われやすい(その可能性がある)エリアであるか	景観に関連する支援を行政が行ってきたか	建築物・工作物・開発行為を重点的に規制する必要があるか	玉名市の景観を特徴づけている場所			
育まれた暮らし 山の恵みとともに	山林・集落 景観ゾーン	石貫安世寺地区	◎	◎ 横穴がある	農用地区域 による農地 保全		◎	推進	独自 基準	
	みかん畑・集落 景観ゾーン	みかん農村集落周辺 (赤仁田、下有所、その周辺) オレンジロード (広域農道)	○				△	一般	一般	
菊池川とまちで発展した暮らし	菊池川流域 景観ゾーン	菊池川堤防のハゼ並木	◎	○ 時期限定		○ 登録記念物		一般	一般	◎
		高瀬・裏川地区	◎	◎	◎	◎	◎	推進	独自 基準	
		大浜地区	○		◎	○	△	準備	一般	
		伊倉地区	○		◎	○	△	準備	一般	
	市街地 景観ゾーン	玉名温泉街	◎	◎	◎	○	△	準備	一般	
		新玉名駅周辺地区	◎	◎	◎	◎ 基盤整備	◎	推進	独自 基準	
		玉名駅前	△	◎	◎		△	一般	一般	
	田園 景観ゾーン	山田日吉神社の参道	◎	◎ 山田の藤	△	◎	◎	推進	独自 基準	
		尾田の丸池		△				一般	一般	
	干拓 景観ゾーン	横島干拓地区	◎ 干拓施設、 農用地区域 による農地保全	○		○ 干拓施設	△	準備	一般	
岱明干拓地区		農用地区域 による農地保全			○ 干拓地		一般	一般		
魅せる場所 景観ゾーン	幹線道路 景観ゾーン						一般	一般 (特定)		
	眺望点	天水地区 (げんやま展望公園等)		◎ 壮大			△	一般	一般	◎ 松原
		鍋松原海岸					△	一般	一般	
		源九郎公園	△			公園整備	△	一般		

◎: 当てはまる。○: 一部当てはまる、△: あまり当てはまらない



- 開発行為
建築物の建築を目的として土地の区画形質の変更や造成工事などを行う場合は、県へ開発許可の申請をするとともに、市へ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意申請を行う必要がある。
・都市計画区域内：3,000平方メートル以上が対象
・都市計画区域外：10,000平方メートル以上が対象
- 農用地区域
農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできない。
- 自然公園地域
優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域。

(2) 景観形成推進地区の内容

高瀬・裏川地区

1. 景観形成の目標

菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、
景観資源が磨かれた、居心地のよい町並みをつくる。

- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、ショウブの花と相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

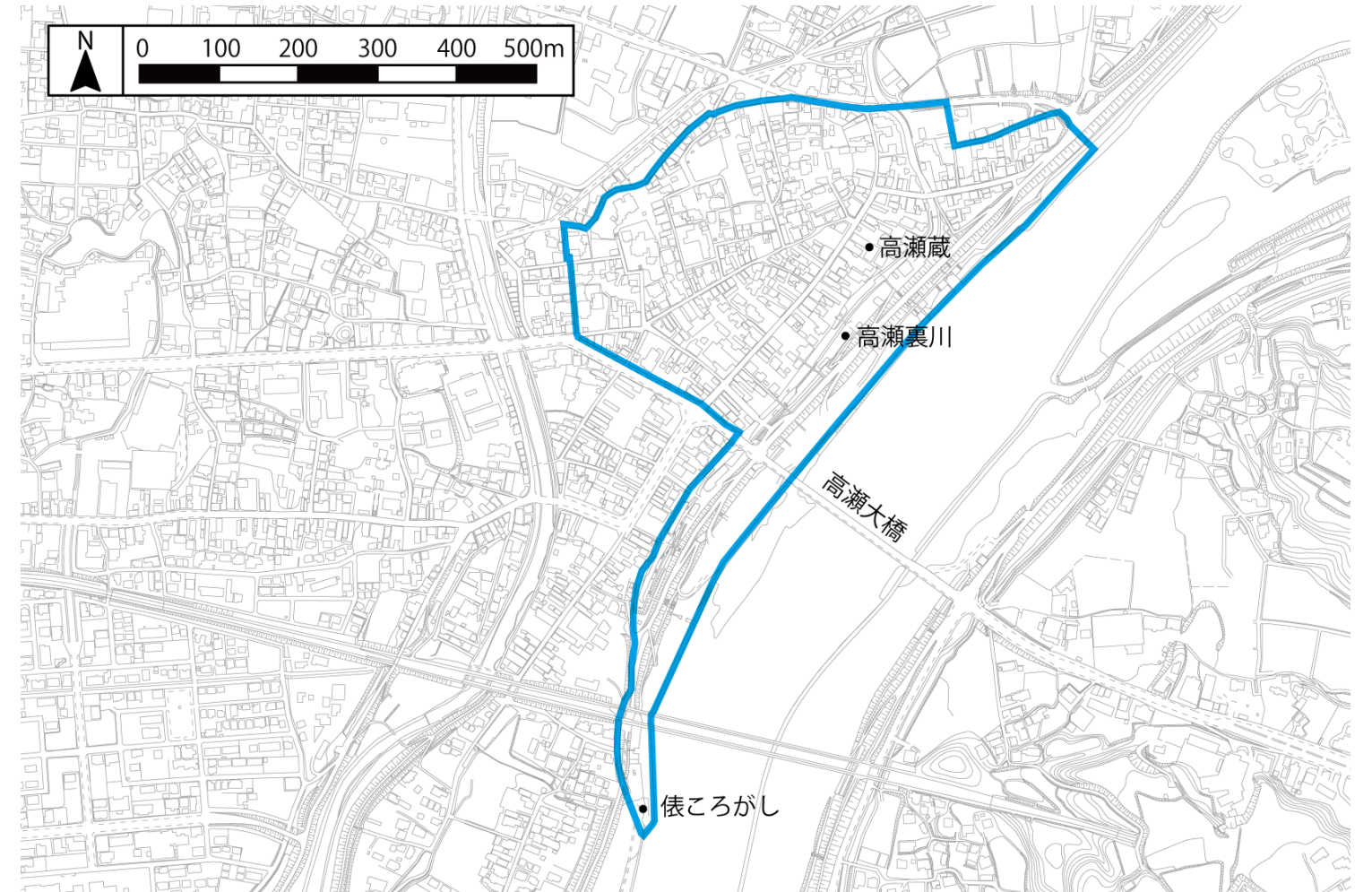
2. 届出対象行為(案)

[届出対象行為の基準(案)]

行為の種類		規模		根拠
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	規模にかかわらず全て		市独自
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物1	高さが1.5mを超えるもの	市独自
		工作物2	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	熊本県景観計画
		工作物3	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て	市独自
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更(開発行為*)。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	規模にかかわらず全て		市独自
鉱物の掘採又は土石の採取		— (定めない)		市独自
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		市独自
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て		市独自

工作物1	さく、堀
工作物2	建築基準法に規定する準用工作物(建築基準法第88条、同法施行令第138条) 例: 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設(コースターなど) 等
工作物3	橋梁(高瀬裏川に架かるもののみ)

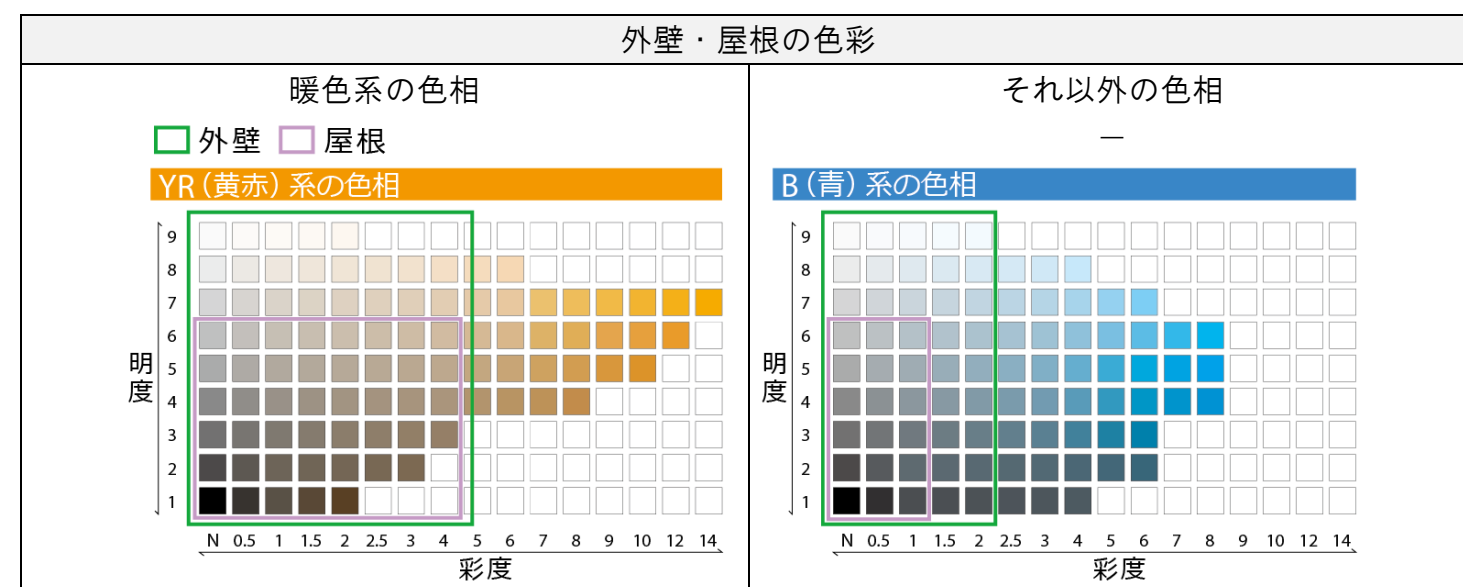
[対象地区(案)]



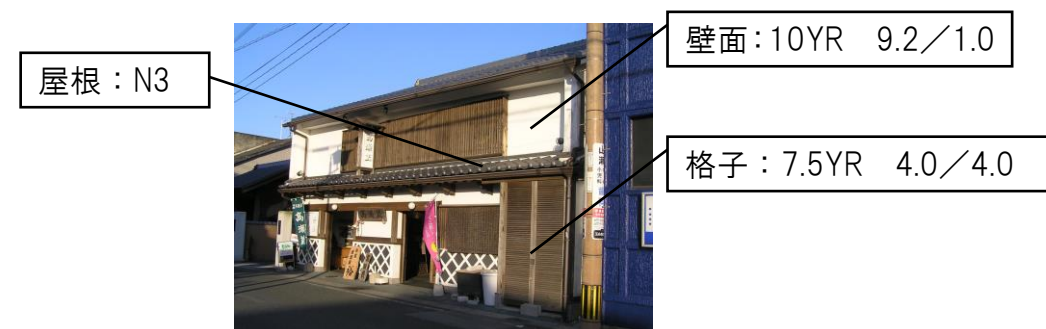
3. 景観形成基準(案)

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。		
	外観	意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周囲の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周囲の景観との調和に配慮する。	
		色彩	共通	●周囲の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、上記の基準を適用しない。
			外壁（基調色）	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～5Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～5Y以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
			外壁（補助色）	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
			外壁（強調色）	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
	屋根	●周囲の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R～5Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～5Y以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。		
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。		
	工作物の建設等	工作物1（さく、塀）	位置	●周囲のさく、塀の位置との調和に配慮する。
外観			意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
材料		●周辺景観と調和するような材料を使用すること。		
緑化		●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。		
工作物2（準用工作物）	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。		
	外観	意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周囲の景観との調和に配慮すること。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。	
色彩		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。		

行為	事項	基準		
工作物の建設等	工作物3（橋梁）	外観	意匠	●高瀬裏川の歴史や特徴生かすよう配慮する。 ●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。
		色彩	●自然素材（石）を活かす。 ●塗料（防腐処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周囲の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。		
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の町並み景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		



【参考】高瀬蔵の色彩



1. 景観形成の目標

新玉名駅周辺地区

県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。

- 建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だてて立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつけられている。
- 駅周辺の美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。

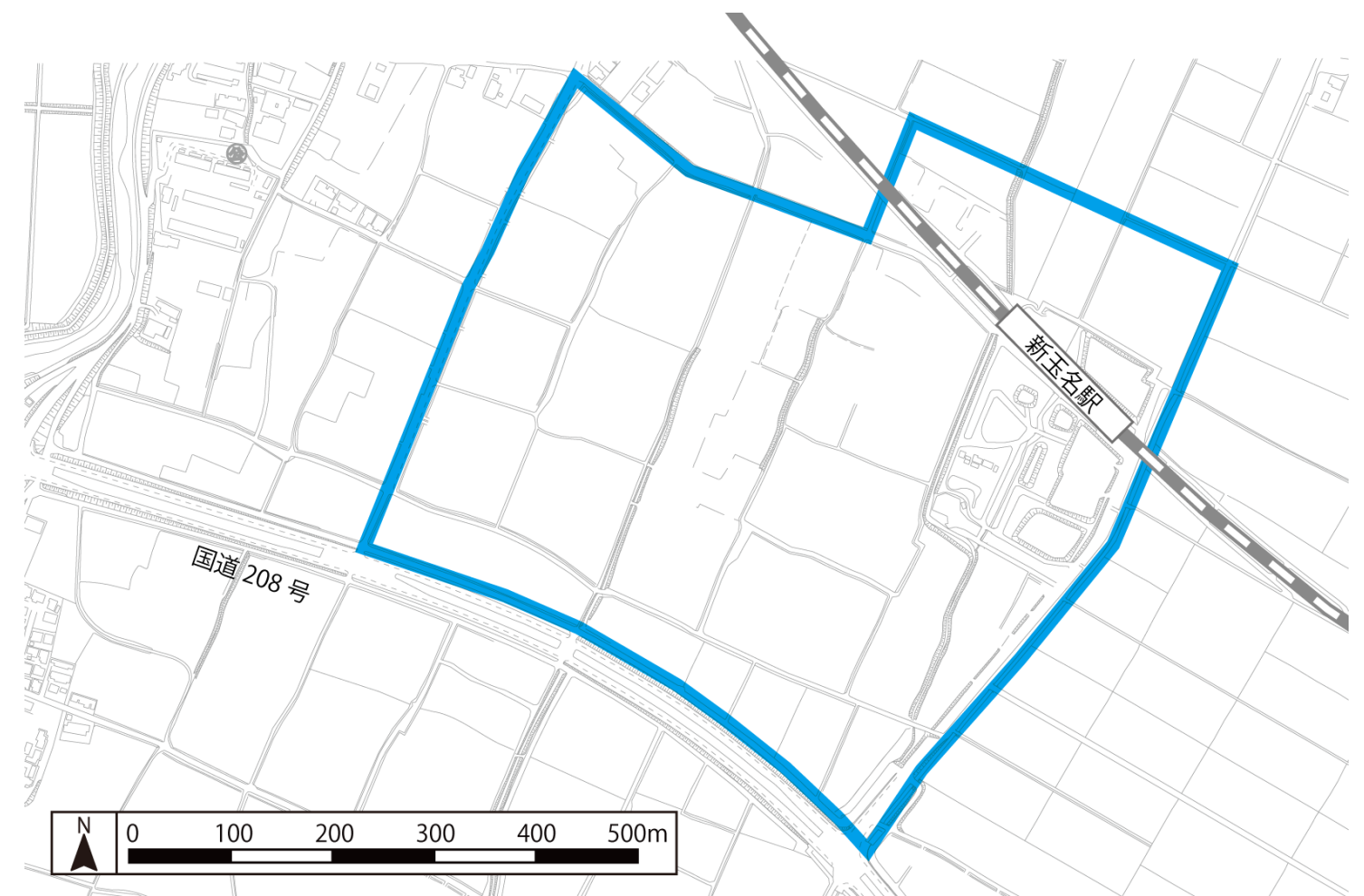
○ 2. 届出対象行為(案)

[届出対象行為の基準(案)]

行為の種類		規模		根拠
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	規模にかかわらず全て		市独自
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物1	高さが1.5mを超えるもの	市独自
		工作物2	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	熊本県景観計画
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更(開発行為*)。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	規模にかかわらず全て		市独自
鉱物の掘採又は土石の採取		— (定めない)		市独自
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		市独自
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て		市独自

工作物1	さく、堀
工作物2	建築基準法に規定する準用工作物(建築基準法第88条、同法施行令第138条) 例: 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設(コースターなど) 等

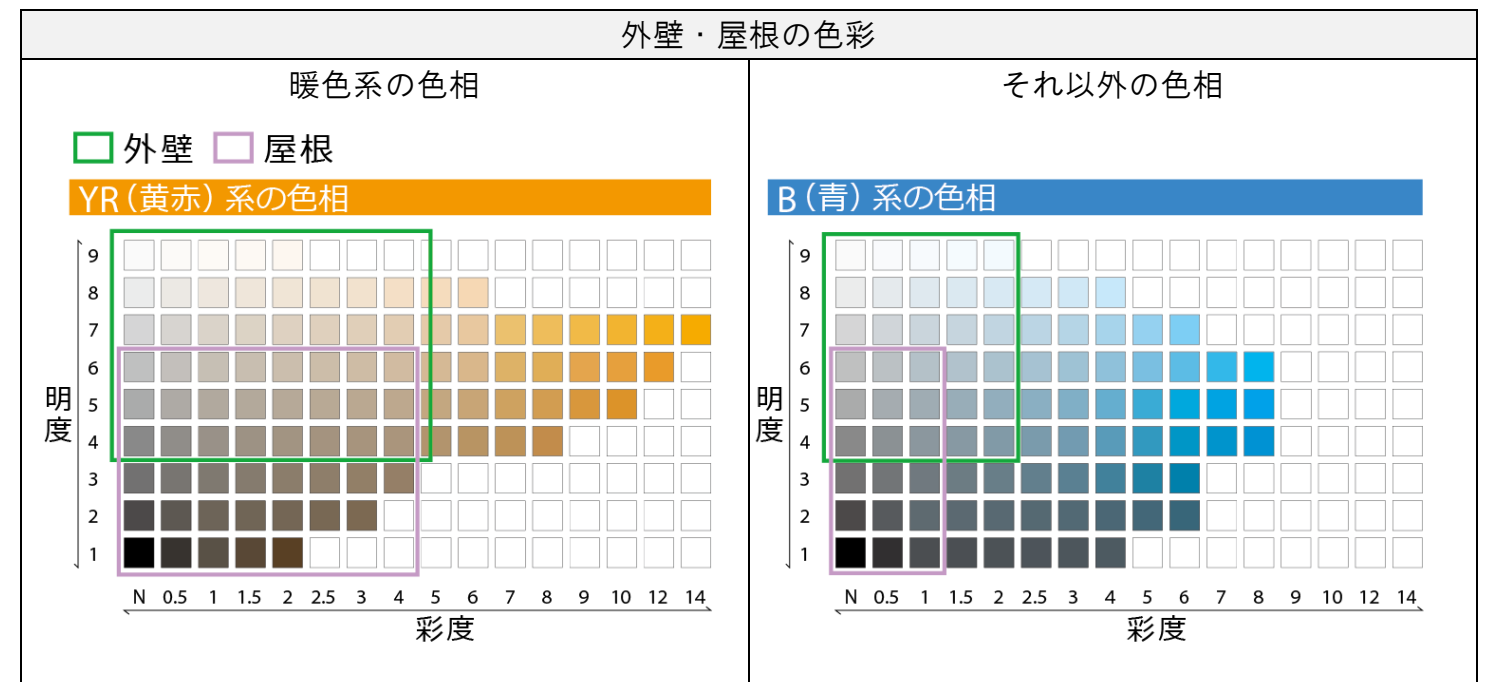
[対象地区(案)]



3. 景観形成基準(案)

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう努める。		
	外観	意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周囲の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周囲の景観との調和に配慮する。	
		色彩	共通	●田園景観との調和に配慮するよう努める。
			外壁(基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0R~5Y)の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相(0R~5Y以外)については、彩度2以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
			外壁(補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
			外壁(強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
	屋根	●暖色系色相(0R~5Y)を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(0R~5Y以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。		
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。		
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
	工作物の建設等	工作物1(さく、塀)	位置	●周囲のさく、塀の位置との調和に配慮する。
外観			意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ● 極力、開放的な意匠に努める。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
材料		●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料(または防腐処置)とする。		
緑化		●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。		
工作物2(準用工作物)		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外観	意匠	●周囲の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周囲の景観との調和に配慮すること。	
色彩		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。		

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周囲の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。



【参考】店舗の色彩

壁面：10YR 8.0/1.0



1. 景観形成の目標

杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落にある十二坊が保全されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道にて、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

2. 届出対象行為(案)

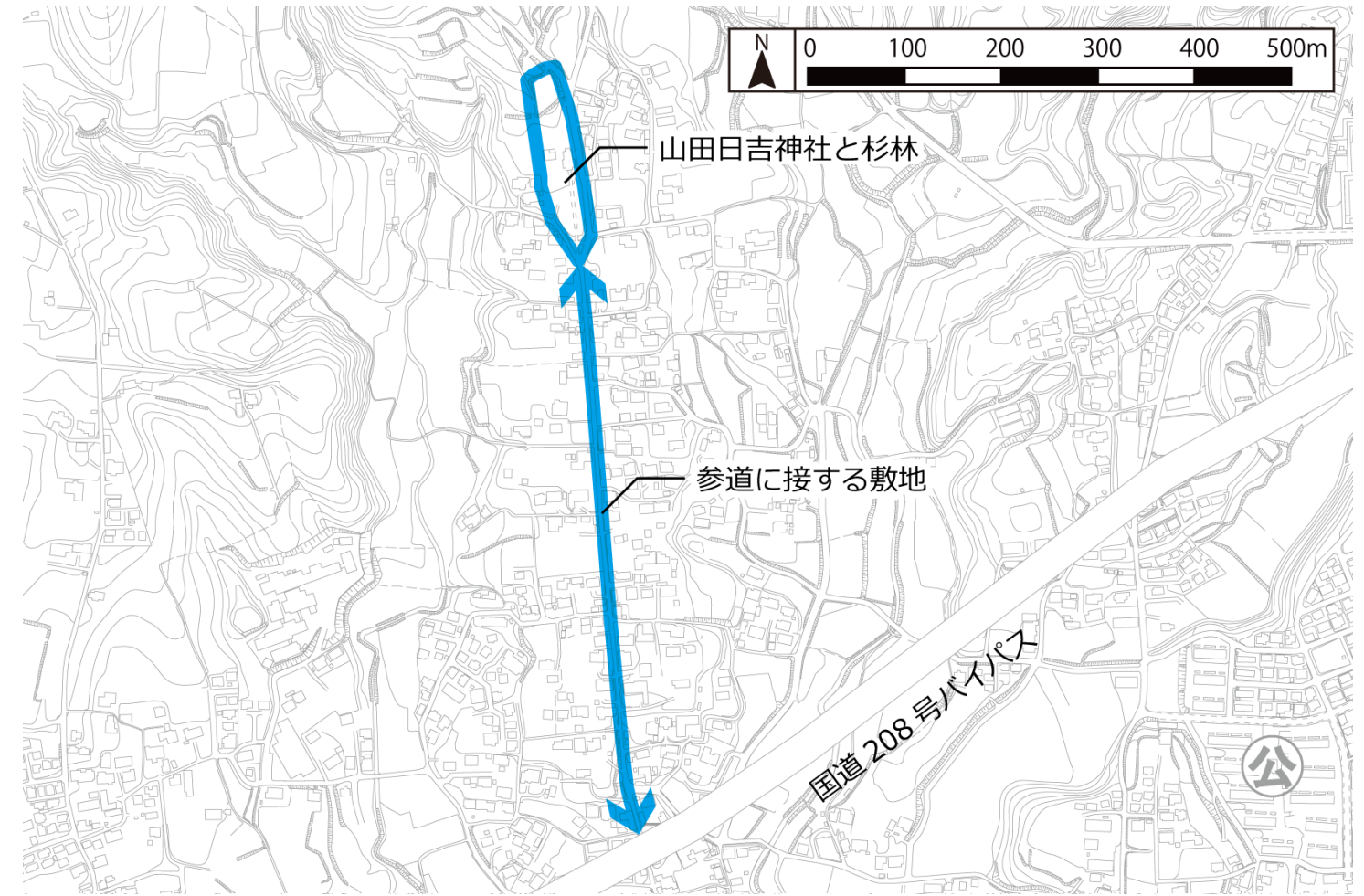
[届出対象行為の基準(案)]

行為の種類		規模		根拠
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	規模にかかわらず全て		市独自
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物1	規模にかかわらず全て	市独自
		工作物2	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	熊本県 景観計画
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更(開発行為*)。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	規模にかかわらず全て		市独自
鉱物の掘採又は土石の採取		— (定めない)		市独自
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		市独自
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て		市独自

工作物1	さく、堀
工作物2	建築基準法に規定する準用工作物(建築基準法第88条、同法施行令第138条) 例: 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設(コースターなど) 等

山田日吉神社周辺地区

[対象地区(案)]

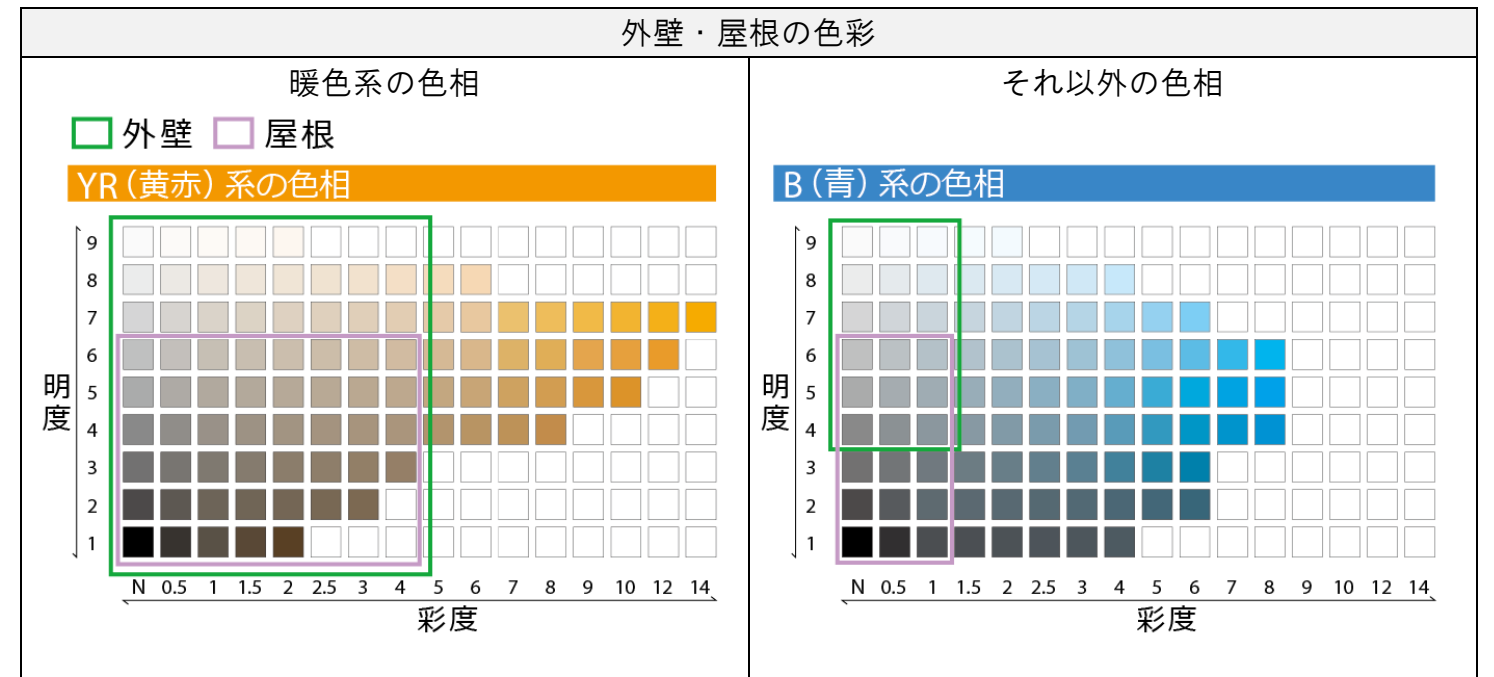


3. 景観形成基準(案)

山田日吉神社周辺地区

行為	事項	基準		
建築物の 建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。
			外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR~5Y)の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR~5Y以外)については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
			外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
			外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
	屋根	●暖色系色相(OR~5Y)を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR~5Y以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。		
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
	工作物の 建設等	工作物1 (さく、塀)	位置	●周囲のさく、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。
外観			意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。
			色彩	●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。
材料		●極力、生け垣とする。		
緑化		●さく及び塀の周囲については、極力緑化する。		
工作物2 (準用工作物)		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。	
		色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。



1. 景観形成の目標

石貫安世寺地区

石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。

- 石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。
- 瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。
- 高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。

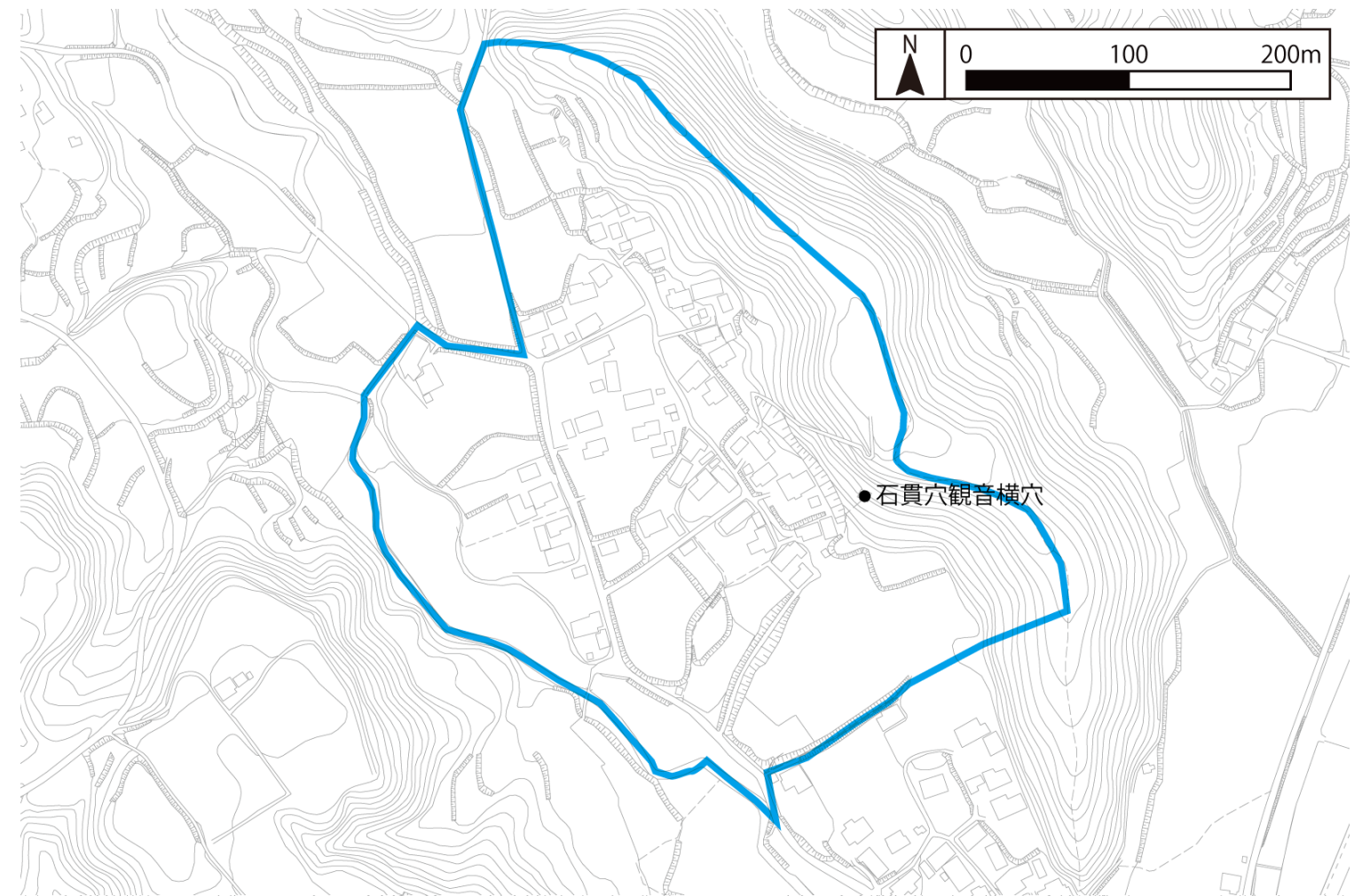
2. 届出対象行為(案)

[届出対象行為の基準(案)]

行為の種類		規模		根拠
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	規模にかかわらず全て		市独自
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物1	高さが 1.5mを超えるもの	市独自
		工作物2	高さが 13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m)を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	熊本県景観計画
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更(開発行為*)。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	規模にかかわらず全て		市独自
鉱物の掘採又は土石の採取		— (定めない)		市独自
木竹の伐採		規模にかかわらず全て		市独自
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て		市独自

工作物1	さく、掘
工作物2	建築基準法に規定する準用工作物(建築基準法第88条、同法施行令第138条) 例: 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設(コースターなど)等

[対象地区(案)]

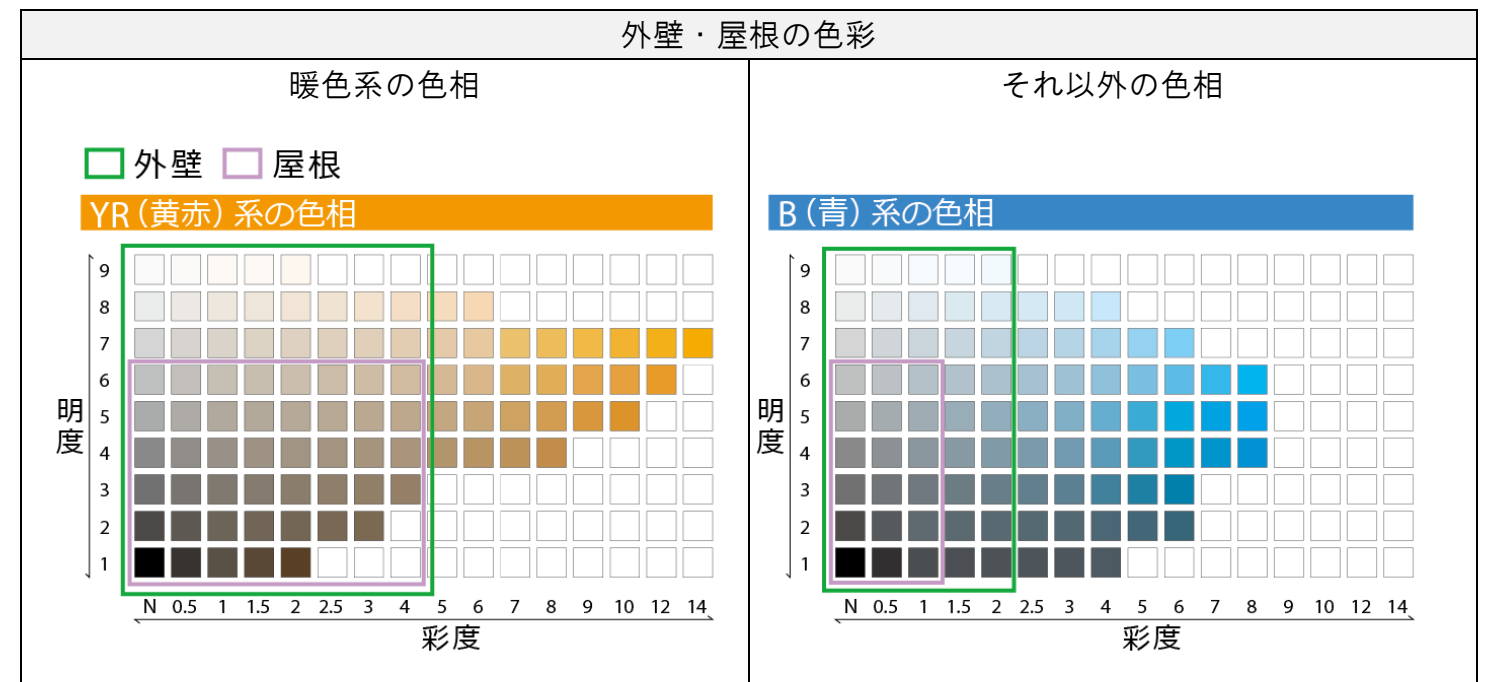


3. 景観形成基準(案)

石貫安世寺地区

行為	事項	基準		
建築物の 建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、 建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	共通	● 周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ● 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、以下の基準を適用しない。
			外壁（基調色）	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（OR～5Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（OR～5Y以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
			外壁（補助色）	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
			外壁（強調色）	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
	屋根	●暖色系色相（OR～5Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（OR～5Y以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。		
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ● 屋根には、極力瓦を用いる。		
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。		
	工作物の 建設等	工作物1 (さく、塀)	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
外観			意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
			色彩	● 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
材料		●周辺景観と調和するような材料を使用すること。		
緑化		●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。		
工作物2 (準用工作物)		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、 露出しないようにし 、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
色彩	● 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。			

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5 Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。



4. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針(案)

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではなく、景観として優れている物に対して保全しようとするものです。

ただし、以下の物件は指定の対象外となります。

[景観法により、指定の対象外とするもの]

景観重要建造物（景観法第 19 条第 3 項）	景観重要樹木（景観法第 28 条第 3 項）
文化財保護法の規定により <u>国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物</u> については、 <u>適用しない</u> 。	文化財保護法の規定により <u>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木</u> については、 <u>適用しない</u>

(2) 指定された場合（景観法による規制等の抜粋）

① 景観重要建造物

現状変更の規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、<u>景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない</u>。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（第 22 条第 1 項）
所有者の管理義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう<u>適切に管理しなければならない</u>。（第 25 条第 1 項） ● 景観行政団体は、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を、条例で<u>定めることができる</u>。（第 25 条第 2 項）
管理に関する命令又は勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要建造物の管理が適当でないため、景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、または、景観重要建造物の管理が条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の<u>所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる</u>。（第 26 条）
指定の解除	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、<u>国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない</u>。（第 27 条第 1 項） ● 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、<u>公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる</u>。（第 27 条第 2 項）

② 景観重要樹木

現状変更の規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も、<u>景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない</u>。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。（第 31 条第 1 項）
所有者の管理義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう<u>適切に管理しなければならない</u>。（第 33 条第 1 項） ● 景観行政団体は、景観重要樹木の管理の方法の基準を、条例で、<u>定めることができる</u>。（第 33 条第 2 項）
管理に関する命令又は勧告	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は景観重要樹木の管理が条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の<u>所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる</u>。（第 34 条）
指定の解除	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、<u>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない</u>。（第 35 条第 1 項） ● 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、<u>公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる</u>。（第 35 条第 2 項）

(3) 指定された場合の緩和規定（景観重要建造物）・・・建築基準法第 85 条の 2

景観重要建造物である建築物については、現行の建築基準法による建築制限の適用以前に建築されたものでも、その増改築や大規模修繕・模様替に当たって現行の制限が一律に課されることとなると、例えば、道路内に突き出した軒を削らなければならなくなる等、その良好な景観の保全を図ることができないこととなることが考えられます。

そのため、景観重要建造物である建築物のうち、良好な景観の保全を図るためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、景観法による現状変更の規制等の施行のため必要と認める場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の全部又は一部を適用せず、又はその制限を緩和することができることとなっています。

(4) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定内容(案)・・・計画書に掲載する部分

本市の歴史や文化の象徴となる景観資源（建造物、樹木）を保全することは、地域の歴史や文化を守り、個性豊かな景観形成の推進につながります。

そのため、本市にとって景観上重要となる建造物や樹木については、「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、保全や活用を図ることとします。

① 「景観重要建造物」の指定方針

- ❖本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖景観の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観形成や観光振興などに寄与すると認められるもの
- ❖消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ❖文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物でないこと
- ❖所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない

② 「景観重要樹木」の指定方針

- ❖本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容（樹高、枝張、幹など木の形）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖市民から親しまれている樹木であり、地域のシンボルになるなど、良好な景観形成や観光振興などに寄与する樹容と認められるもの
- ❖消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ❖文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木でないこと
- ❖所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない

(5) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定物件のイメージ（他市事例）

① 景観重要建造物



② 景観重要樹木



5. アクションプラン(案)

方針	カテゴリー	アクションプラン	効果	内容の例	新規 継続	主体					参考	
						市民	団体	協働	学校	行政	景観づくり交流会	委員会・庁内部会
方針1 玉名の情緒ある景観を見せる場づくり	地域の資源に価値を付加する	景観に関するコンクールやコンテストの実施	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な景観の掘り起こしや再認識に繋がる。 市民の誇りの醸成に繋がる。 景観まちづくり団体においては、景観まちづくりへの意欲がさらに高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 玉名市観光フォトコンテスト 景観 100 選 景観まちづくり活動の表彰 	新規 (一部 継続)			●			<ul style="list-style-type: none"> 景観コンクールの実施 景観自慢 	<ul style="list-style-type: none"> 見せたい、見てもらいたい景観自慢コンクール 玉名市景観 100 選を公募する 玉名市景観賞の創設 景観ランキング
		景観資源の文化財指定の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民の誇りの醸成や景観づくりへの意欲・関心が高まる。 景観資源の維持・保全に関する事業が推進される。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の指定 	継続				●		<ul style="list-style-type: none"> 文化財として指定する 	
		文化的景観(文化財保護法)の検討	<ul style="list-style-type: none"> 「文化的景観」の認定により、市民の誇りの醸成や景観づくりへの意欲・関心が高まる 景観資源の維持・保全に関する事業が推進される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「文化的景観」の認定 	新規 (選定基準有)			●				
	情緒ある場づくり	歴史的な景観・まちなみの修景	<ul style="list-style-type: none"> 玉名市の歴史性を伝える魅力的な景観の創出。 玉名市の歴史を伝える景観資源の継承。 	<ul style="list-style-type: none"> 修景事業 	継続			●				
		景観重要建造物・景観重要樹木の選定	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化的に重要な建造物や樹木の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物・景観重要樹木の選定・指定 	新規					●		
		景観重要公共施設の設定	<ul style="list-style-type: none"> 玉名市の歴史・文化的に重要な公共施設の保全。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要公共施設の選定・指定。 	新規					●		
		景観美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源が磨かれることで、良好な景観の維持や魅力的なまちの創出に繋がる。 衛生的で住み心地の良い住環境の創出に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観美化活動 	継続	●	●				<ul style="list-style-type: none"> 208 号線沿の花植え ゴミ拾い 	
		眺望点の設定・整備	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者に「心地よい」、「行きたい」と感じてもらえる場を設定することで、効果的に景観を魅せることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点の掘り起こし 眺望点周辺の環境整備 	継続			●			<ul style="list-style-type: none"> 癒される視点場の掘り起こし 見る場所を決めて整備しアピール! 視点場を決めて整備する・展望所の整備 	
		景観資源をみてもらうためのサイン整備	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者に、玉名市が誇る「見せたい、見てもらいたい」景観を伝えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> サインを整備 	継続			●			<ul style="list-style-type: none"> 看板の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 整備はもちろんですが、案内板をきちんと用意し示す みせたい、見てもらいたいものをはっきりさせる案内板等
		玉名の景観と歴史を楽しむ景観散策ルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> 独自性や歴史性を伝える”情緒あるまち”を演出することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観散策ルート(フットパス等)の設定 	継続			●			<ul style="list-style-type: none"> ウォーキングコース、サイクリングコースの設定 	<ul style="list-style-type: none"> 点を結ぶ(石、水、積む) 景観周回ルート確立・整備
屋外広告物の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物が街並みや周辺環境に配慮したものとなることで、良好な景観が形成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物誘導・撤去 	新規					●		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の統一など 		

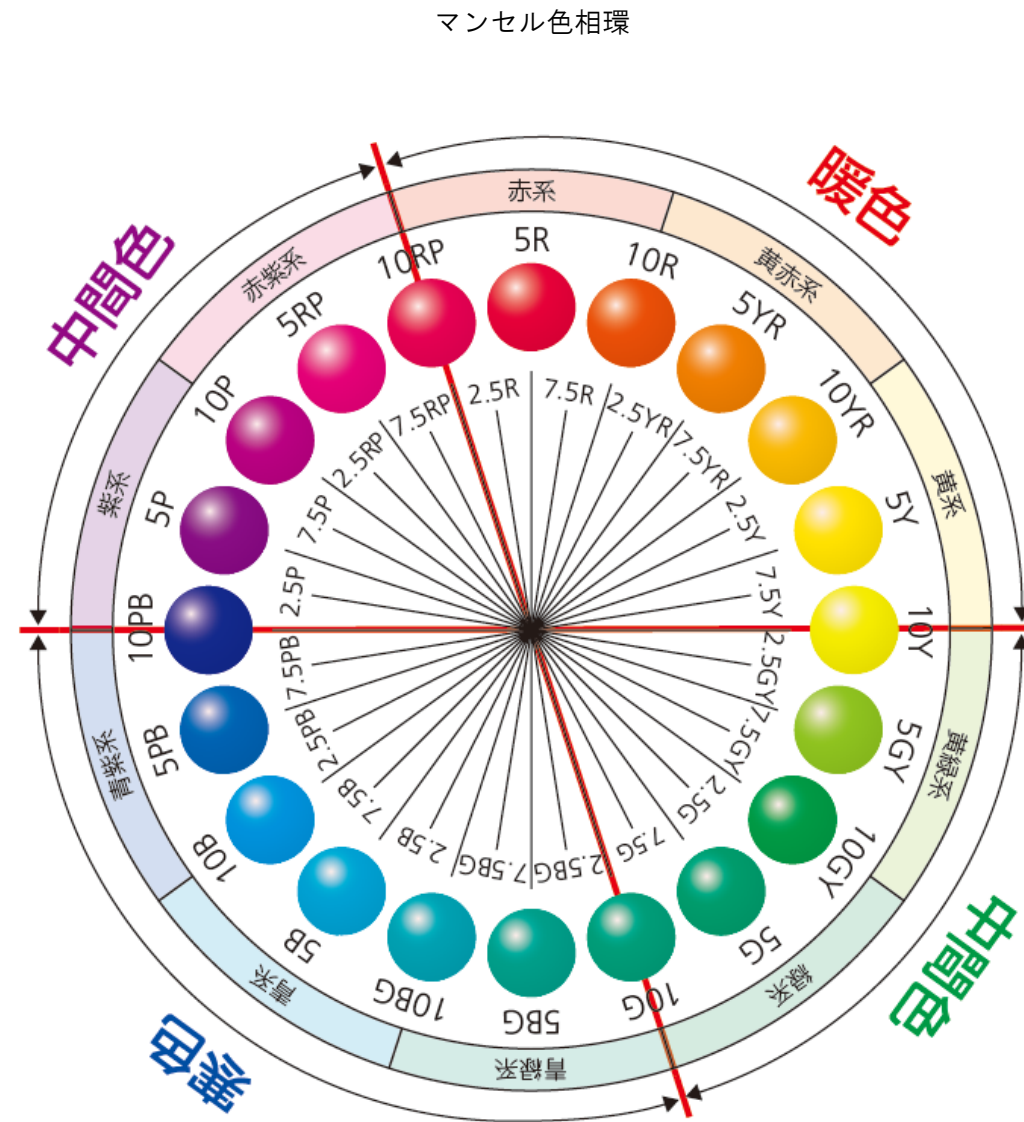
方針	カテゴリー	アクションプラン	効果	内容の例	新規 継続	主体					参考		
						市民	団体	協働	学校	行政	景観づくり交流会	委員会・庁内部会	
方針2 玉名の景観を守り・育て・活かす担い手づくり	景観の魅力を高める担い手づくり	玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観まちづくりの次世代の担い手の増加に繋がる。 ✓ 玉名市の優れた歴史や景観を地域内外にPRできる人材が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観ガイド、景観コーディネーターの育成 ✓ 玉名人検定(ご当地検定)の推進 	継続		●				●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観ボランティア、案内 ・ 景観Gメン、景観コーディネーター、各支所配置 ・ 文化、歴史的景観の語り部育成 ・ 景観資源のストーリーブック(玉名人検定の復活)・プレゼンテーションの方法を学ぶ ・ すべての職員が玉名の魅力を伝えられる様にする 	
		景観ボランティア団体への支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観づくりに対する取り組みについて、支援が行われることで、団体の景観まちづくりへの意欲がさらに向上する。 ✓ 景観まちづくりに参加する団体や担い手の増加が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主体的な地域づくり活動への支援 	継続					●	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体の活動支援 ・ ボランティアへの助成金 ・ 行政より予算が欲しい ・ 地域の力！行政が手助け 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動等への補助 	
	活動の実践・イベント開催	魅力的な景観イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民が自地域の景観の価値を認識することで、景観まちづくりへの参加者の増加が期待される。 ✓ 市外の来訪者に対し、玉名の景観資源をPRすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ イベントの開催 ✓ 景観ツアーの実施 ✓ 田んぼアート^①の継続 	継続		●				●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観ツアーの実施 ・ イベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼアート ・ イエロープロジェクト(菜の花、ストロベリーキャンドル)
		景観資源を管理・保全するための枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の文化・歴史のある貴重な景観資源を後世に継承していくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観資源を継承していく方策の検討 	継続						●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産を護るための枠組みの再構築(みんなで護る)
		地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 玉名市の特徴である、田園やみかん畑の景観の保全に繋がる。 ✓ 農業経営の安定化は、農業の担い手が増加し、休耕田や遊休農地が減少することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地産地消の推進 	継続							●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地貸出の推進(農地集約化) ・ 中山間地域の農業生産活動の支援 ・ 農政、林務などと協力する

方針	カテゴリー	アクションプラン	効果	内容の例	新規 継続	主体					参考	
						市民	団体	協働	学校	行政	景観づくり交流会	委員会・庁内部会
方針3 玉名の誇りを受け継ぐ景観の意識づくり	玉名魂を受け継ぐ景観教育	大学との連携と研究・教育の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観資源の新たな歴史や魅力の掘り起こしに繋がる。 ✓ 景観資源を活用した取り組みを行うことで、地域の活性化と景観資源の新たな魅力の創出に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学等との景観まちづくりの連携 ✓ 研究・教育の場の提供 	継続			●				
		市民への景観まちづくりの周知と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民一人ひとりが景観に意識を向けることで、地域に良好な景観と住み心地の良い住環境が保たれます。地域・地区の歴史を学び、玉名市の景観資源の良いところを再認識することで市民の誇りの醸成に繋がります。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観講習会・研修会の実施 ✓ 地域の魅力発掘隊 	新規		●		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横島の歴史を守る講習への参加 ・ 伊倉町では伊倉町の歴史講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に身近な景観の良さを再発見してもらう。地区長単位での研修会、村座談会等での啓蒙活動 ・ まずは知ること、知ってもらうこと。景観という大きなもの前に身近にある庭先のことから考えていけるような取り組み。町内単位の方がわかりやすいかも。 ・ 景観は身近なものだという意識づけ(小さな単位での学集会) 	
		学校教育における歴史・景観教育	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観まちづくりの次世代の担い手の増加に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 玉名学(地域の歴史や景観資源を学ぶ授業や、景観ボランティアの体験・実施など)の推進 	継続				●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生のボランティア参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育に於ける「玉名学」 ・ 保全活動に小中学生を巻き込む(子供の頃から) ・ 学校での景観教育の実施 ・ 社会教育、地域の公民館活動による愛着心と共有の心 ・ 地元小学校の勉強の場として活用 ・ 小さい時から関心をもたせる(地元協力、学校等での授業、体験等) 	
	景観教育	世代間交流による地域の歴史や文化・まつりの伝承	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 玉名市の歴史や文化・まつりと景観資源の価値が伝承される。 ✓ 玉名市の優れた歴史や景観を地域内外にPRできる人材が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 伝統文化・行事の継承 	継続			●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場を多くつくる ・ 縦のつながり ・ 高齢者の方が伝えていくこと ・ 紙芝居で歴史伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代を越えた交流、高齢者から若者へ伝承 	
		景観フォーラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市民に対し、景観づくりの意義や役割を伝えることができる。 ✓ 市民の景観づくりに対する意識醸成に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 景観フォーラムの実施 	新規				●			
	玉名の「ものがたり」を伝える	景観資源・景観まちづくり等の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 玉名市外の来訪者に対し、玉名の景観資源をPRできる。 ✓ 市民の景観への興味関心を高めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報たまな等を活用した情報発信 ✓ 景観ポータルサイトの作成 ✓ パンフレットの作成 	継続					●	<ul style="list-style-type: none"> ・ メディアへの歴史等(加藤清正)PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報たまな」を使い、玉名らしい景観の説明を市民の方へ知らせる ・ 市のホームページ、市パンフレットでの啓発広報 ・ ビデオに収録。歴史的な説明も取り入れて、市役所ロビーや教育現場、市民の集会等で披露する。

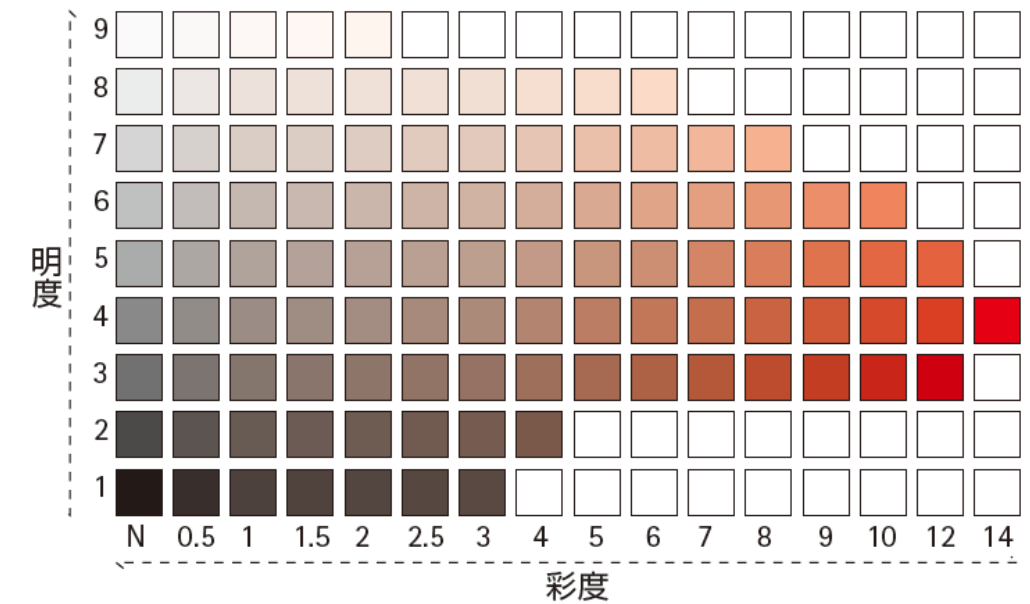
6. 参考資料（色彩について）

(1) マンセル表色系

- 景観計画では、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」を用いることが一般的です。
- マンセル表色系は、ひとつの色彩を「色相（色合いの違い）」「明度（明るさの度合い）」「彩度（鮮やかさの度合い）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。
- 色相は、色あいの違いを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。
- 景観形成基準に示している「暖色系」とはR、YR、Yの3色相に属する色彩を指します。

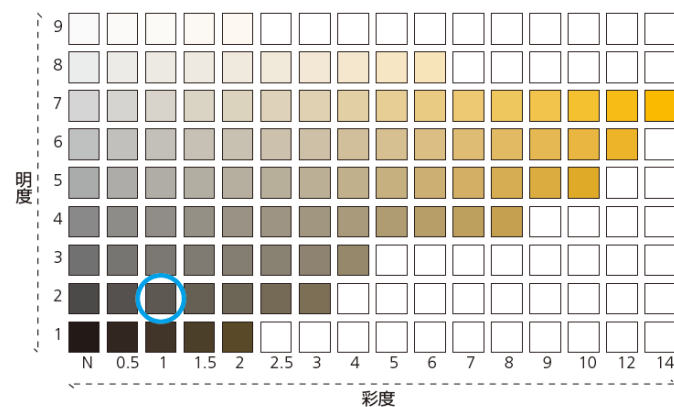


色彩の明度と彩度（色相 5R の場合）



色彩の明度と彩度（色相 5R の場合）

(2) マンセル表色系の表現方法



ななてんごワイアール に の いち
7.5YR 2.0 / 1.0
 色相 明度 彩度

(3) 自動販売機の色

自動販売機のマンセル値
 5Y 7.5 / 1.5 は、「自動販売機自主景観ガイドライン」で示されている色彩。



色彩に配慮
 (5Y 7.5 / 1.5)



木枠を使った例